

1. 港湾法第五十一条第一項に規定する港湾環境整備計画の認定申請者

株式会社小樽観光振興公社 代表取締役 西條文雪

2. 港湾法第五十一条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の概要

(1) 第一号関係（貸付けを受けようとする緑地等の区域）

小樽港中央地区

住所：小樽市港町4番1号地先

(2) 第二号関係（緑地等の貸付けを受けようとする期間）

事業開始の予定期日 令和 8年 4月 1日

事業終了の予定期日 令和38年 3月31日

(3) 第三号関係（第一号の区域において整備する飲食店、売店その他の施設であつて、当該施設から生ずる利益の一部を次号に規定する港湾施設の整備に要する費用の全部又は一部に充てることができるものと認められるものに関する事項）

- 飲食等の魅力的なサービスを提供するとともに、隣接地において運営している、観光案内所併設の観光商業施設、観光駐車場や海上観光船事業と連携して、利便性の高いサービスや多彩なイベントを提供することでにぎわいづくりに寄与する。

整備する収益施設の概要

施設名	コンテナカフェ	コンテナA	コンテナB	コンテナC
収益施設の内容	カフェ	居酒屋	イタリアン	テイクアウト店

収益施設建設工事期間

工事着手：令和8年4月（予定）

工事完了：令和8年7月（予定）

(4) 第四号関係（第一号の区域において整備する休憩所、案内施設その他の港湾の環境の向上に資する港湾施設に関する事項）

該当なし

(5) 第五号関係（第三号及び第四号に掲げるもののほか、第一号の区域において行う緑地等の維持その他の港湾の環境の整備に関する事業に関する事項）

項目	内容
緑地内清掃・巡回点検	• 清掃及び巡回点検 : 1日2回
花壇植栽管理及び芝生管理	• 花壇への植栽管理 : 適宜 • 芝刈り : 年5回以上
緑地内除排雪	• 歩行者用除雪 : 15cm以上の降雪時または歩行に支障があると判断した場合（幅員2m以上） • 排雪 : 年2回程度（降雪状況による）
その他提案	• 周辺道路等清掃・巡回点検：適宜

意見書の提出方法

1. 意見書の書式について

書式に定めはございませんが、下記の必要事項を記載の上、ご提出下さい。

※必要事項：住所、氏名、連絡先、港湾環境整備計画の名称、利害関係の内容

2. 意見書の提出期間

令和8年3月13日（金）から令和8年3月27日（金）まで

※郵送で意見書を提出する場合は、3月27日（金）必着とする。

3. 意見書の提出方法

郵送、持参、ファックス、電子メールのいずれかにより提出ください。

【郵送の場合】

〒047-0007 小樽市港町5番1号

小樽市産業港湾部港湾室港湾整備課あて

※封筒表に「意見書在中」と朱書きしてください。

【持参の場合】

小樽市産業港湾部港湾室港湾整備課（小樽市港町5番1号）

（注）受付時間：8時50分から17時20分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

【ファックスの場合】

ファックス番号：0134-23-1109

【電子メールの場合】

メールアドレス：kowan@city.otaru.lg.jp